

愛西市

障害者計画（第2期）



平成 29 年 3 月
愛 西 市

あいさつ

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に新たに難病患者が加えられました。地域社会における共生の実現に向けては、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、対象者の拡大や新たな事業が追加されているところです。また、障害者の権利擁護のために「障害者の権利に関する条約」の締結に始まり「障害者虐待防止法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど障害福祉を取り巻く情勢はここ数年著しく変化しております。

平成 19 年 3 月に「愛西市障害者計画（第 1 期）」を、平成 27 年 3 月には「第 4 期愛西市障害者福祉計画」を策定し、基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」の実現に向けて施策を推進してきました。

このたび、愛西市障害者計画の見直しを行い、基本理念はそのままに、障害のある方が自らの生活や人生の在り方を選択し、人間としての尊厳を持って生活できる安心なまちづくりにつながるよう新たな計画を策定いたしました。今後も、市民の皆様とともに、この計画に沿った障害福祉施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたりましてご尽力をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート、調査等にご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

愛西市長 日永 貴章

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	5
第2章 障害のある人を取り巻く環境	6
1 人口・世帯の動向	6
2 手帳所持者数等の状況	7
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 計画の体系	15
第4章 施策の展開	16
1 支え合いによる地域づくり	16
(1) 啓発・広報活動の推進	16
(2) 福祉教育の推進	18
(3) ボランティア活動の推進	20
(4) 地域で支える基盤づくり	22
2 地域生活を支える体制づくり	24
(1) 相談・支援体制の充実	24
(2) 障害福祉サービスの充実	26
(3) 障害児サービスの充実	28
(4) 各種手当・制度等の周知	29
(5) 権利擁護事業の推進	30
3 保健・医療サービスの充実	32
(1) 障害の早期発見と相談体制	32
(2) 医療・リハビリテーション	34

4	子どもの保育、教育環境の充実	36
	(1) 就学前における支援の充実	36
	(2) 学校における支援の充実	38
5	就労支援の充実	40
	(1) 雇用・就労の促進	40
	(2) 福祉的就労の充実	41
6	安心・安全な環境づくり	42
	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	42
	(2) 防災・防犯対策の推進	44
7	社会参加できる環境づくり	46
	(1) 情報提供の充実	46
	(2) コミュニケーション支援の充実	47
	(3) 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実	48
第5章	計画の推進	50
1	計画の推進	50
2	計画の進行管理	50
3	関連機関の連携	50
参考資料		51
1	愛西市障害者計画策定委員会設置要綱	51
2	愛西市障害者計画策定委員会名簿	53
3	計画の策定経過	54

1 計画策定の趣旨

国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が平成 25 年 4 月に施行（一部は平成 26 年 4 月施行）され、平成 25 年 9 月には、「障害者基本計画（第 3 次）」が閣議決定されました。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」を締結し、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）と、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正雇用促進法」という。）が施行されました。

本市では、平成 19 年 3 月に策定した『愛西市障害者計画（第 1 期）』を策定し、基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」の実現に向け、障害のある人がライフステージに応じた支援が受けられるよう、保健・医療、福祉等に関わる機関の連携を強化し、サービス基盤の充実とともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、各種施策を推進してきました。

近年、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けるなど、障害者を取り巻く環境も変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

本市においては、こうした状況を踏まえ、障害者福祉をめぐる国や県の動向に注視しつつ、今後の障害者施策の展開を図るため、『愛西市障害者計画（第 2 期）』を策定し、障害の有無に関わらず、互いに尊重し合い、ともに暮らしやすい地域づくりを目指していきます。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、さまざまな国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、平成 25 年に障害者基本法の一部が改正され、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されています。

(3) 児童福祉法の改正 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を策定します。

(4) 障害者虐待防止法の施行 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐため、平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」が施行、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけることなどが盛り込まれています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正 ●●●●●●●●●●

従来の障害者自立支援法が平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行 ●●●●●●●●●●

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の自立の促進に資することとされています。

(7) 障害者差別解消法の施行 ●●●●●●●●●●

障害者への差別を解消するため、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(8) 改正障害者雇用促進法の施行 ●●●●●●●●●●

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害者差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

(9) 成年後見制度利用促進法の施行 ●●●●●●●●●●

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

3 計画の位置づけ

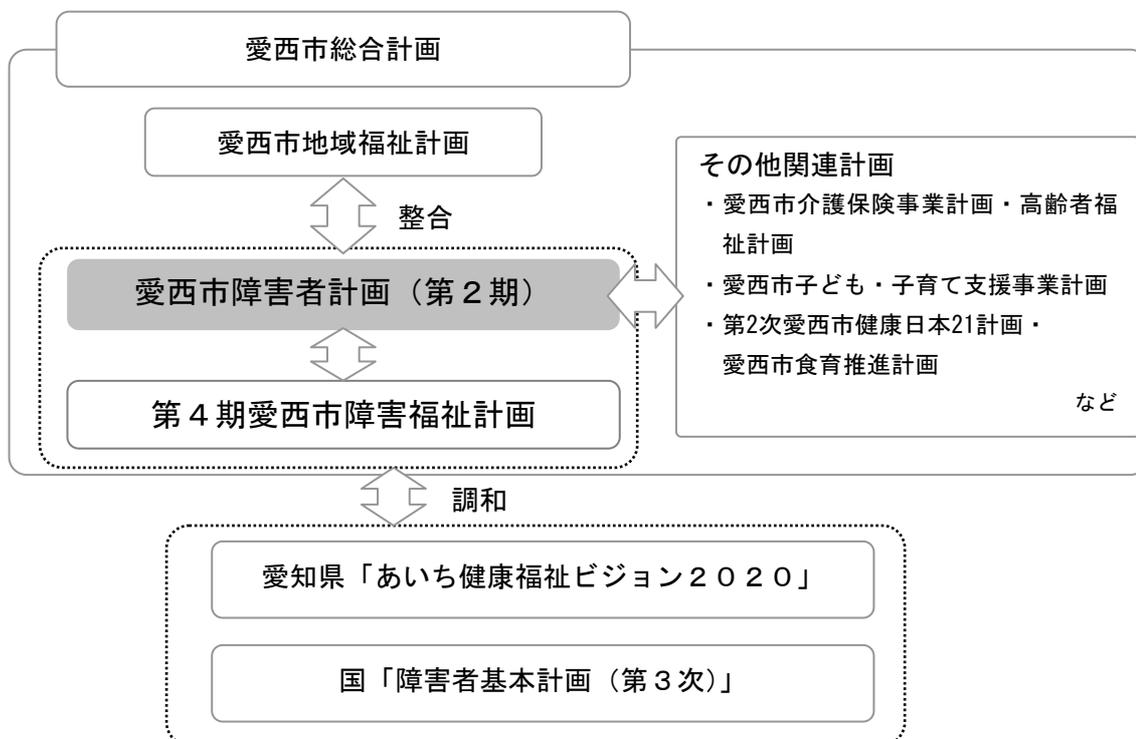
本計画は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるものです。

上位計画としては、国が平成 24 年度に策定した「障害者基本計画（第 3 次）」と愛知県が平成 28 年 3 月に策定した「あいち健康福祉ビジョン 2020」があります。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本方針である「愛西市総合計画」や、社会福祉の基本計画である「愛西市地域福祉計画」と理念を共有し、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」等の関連計画と整合性を図ります。

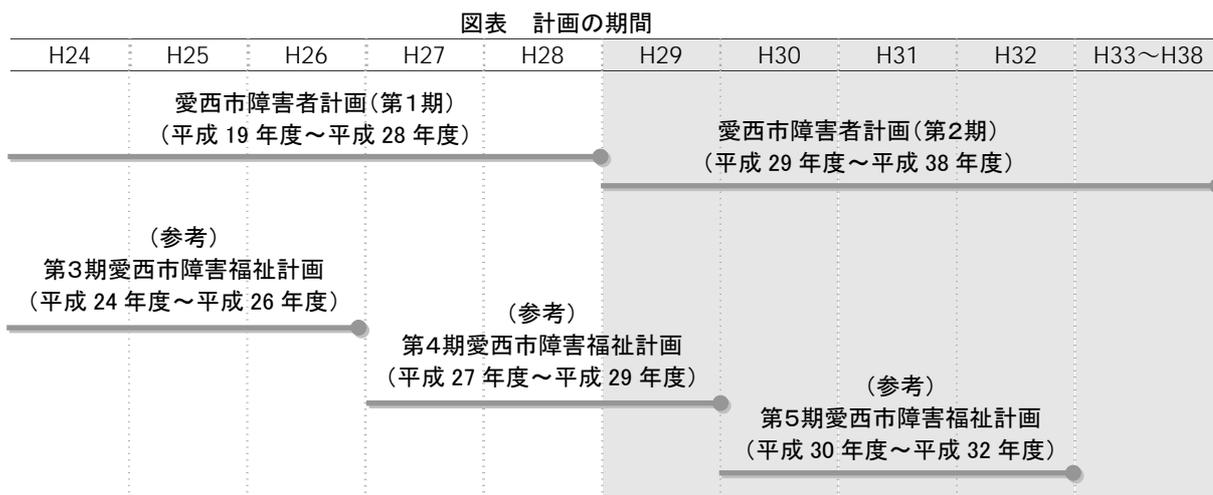
「愛西市障害福祉計画」については、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスについて、各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画となります。

図表 計画の位置づけ



4 計画期間

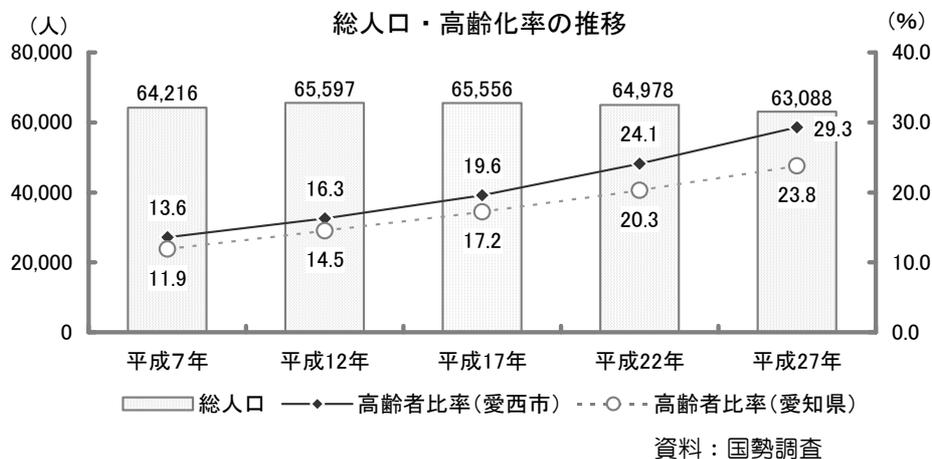
愛西市障害者計画(第2期)の計画期間は、平成29年度から38年度の10年間とします。
ただし、状況の変化等により、必要な場合は、計画期間の中途でも見直すことがあります。



1 人口・世帯の動向

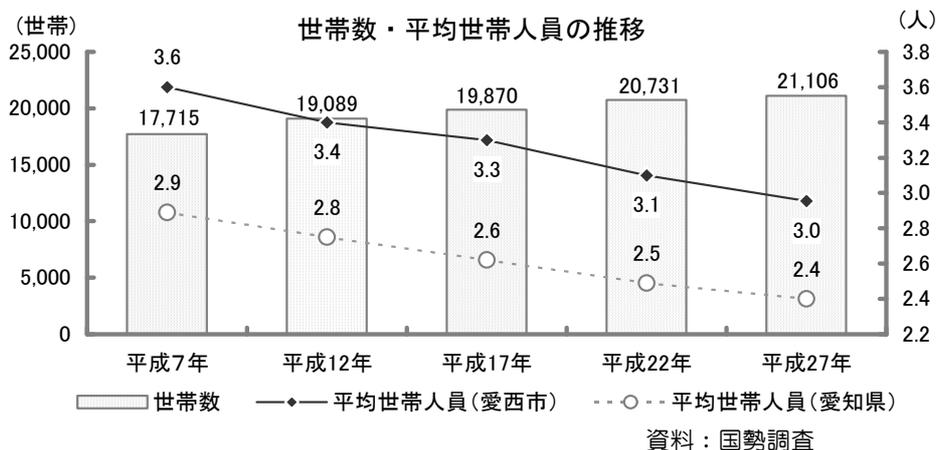
(1) 人口の動向

総人口の推移をみると、平成 12 年の 65,597 人をピークに以降は減少しており、平成 27 年では 63,088 人となっています。また、高齢化率は増加しており、平成 27 年では 29.2% となっており、愛知県を上回っています。



(2) 世帯の動向

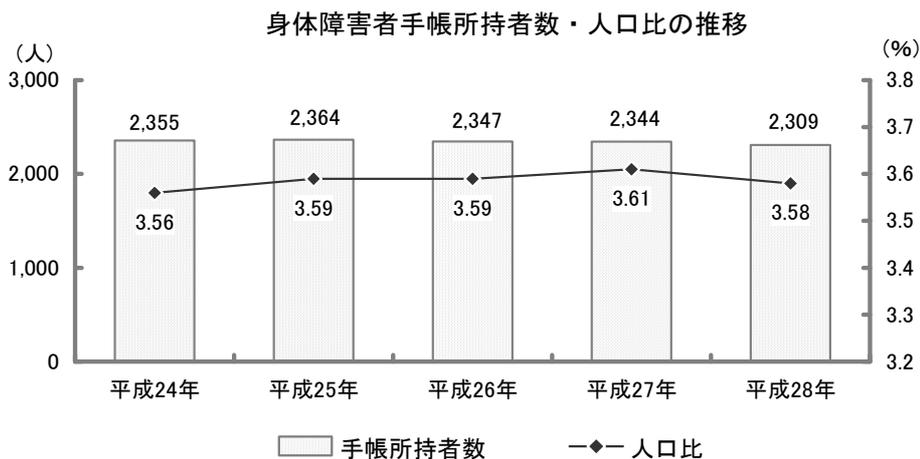
世帯数・平均世帯人員の推移をみると、世帯数は増加しており平成 27 年では 21,106 世帯となっています。平均世帯人員は、愛知県に比べ上回っているものの、減少しており、平成 27 年では 3.0 人となっています。



2 手帳所持者数等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数・人口比の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成 25 年以降減少しており、平成 28 年では 2,309 人となっています。



(2) 障害種別身体障害者手帳所持者数

障害種別身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由の人が最も多くなっており、1,223 人となっています。

障害種別身体障害者手帳所持者数（平成 28 年度）

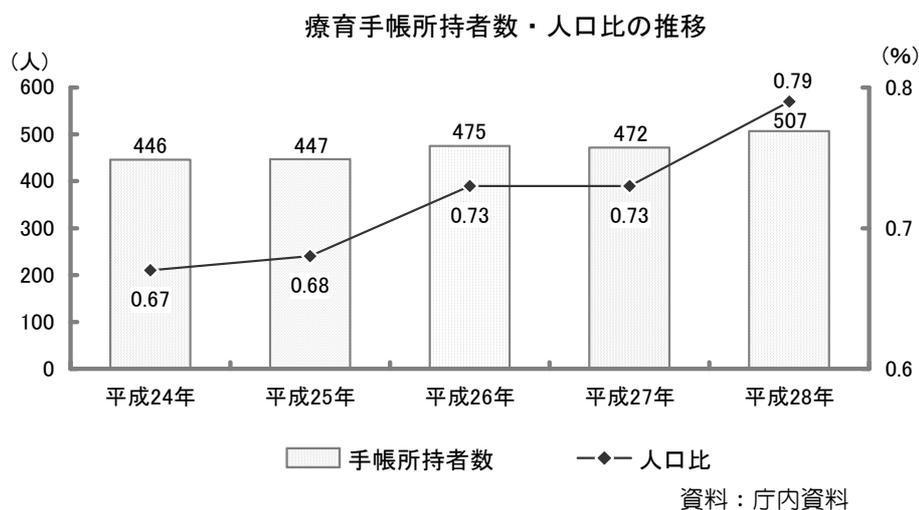
単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
身体障害者 手帳所持者	139 6.0%	156 6.8%	20 0.9	1,223 53.0%	771 33.4
18歳未満	2	6	0	18	8
18歳以上	137	150	20	1,205	763

資料：庁内資料

(3) 療育手帳所持者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

療育手帳所持者数・人口比の推移をみると、療育手帳所持者数は増減を繰り返しており、平成28年では507人となっています。



(4) 判定別療育手帳所持者数 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

判定別療育手帳所持者数をみると、18歳未満では重度（A判定）、軽度（C判定）の人数が多くなっていますが、18歳以上では重度（A判定）の人数が多くなっています。

判定別療育手帳所持者数（平成28年度）

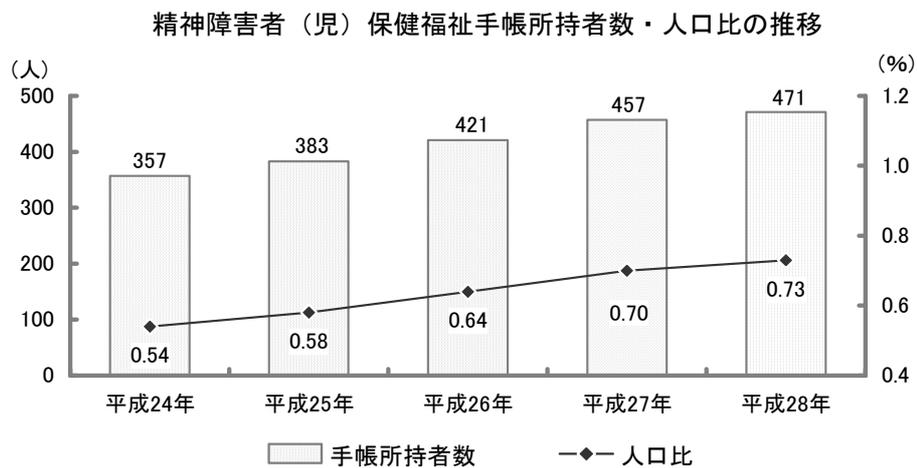
単位：人

	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）
療育手帳所持者	235	146	126
	46.4%	28.8%	24.9%
18歳未満	42	24	41
18歳以上	193	122	85

資料：庁内資料

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ●●●●●●●●

精神障害者保健福祉手帳所持者数・人口比の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年では471人となっています。



(6) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 ●●●●●●●●

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、2級の所持者数が最も多く294人と全体の約6割を占めています。

等級別精神障害者（児）保健福祉手帳所持者数（平成28年度）

単位：人

1級	2級	3級
67	294	110
14.2%	62.4%	23.4%

資料：庁内資料

(7) 特別支援学校・学級の在籍児童数 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 28 年度における特別支援学校・学級の在籍児童数をみると、特別支援学校の小学生は 11 人、中学生は 16 人となっています。また、特別支援学級では小学生が 77 人、中学生が 25 人となっています。

特別支援学校・学級等の在籍児童数

単位：人

		小学	小学	小学	小学	小学	小学	中学	中学	中学
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
特別支援 学校	H23	4	5	2	1	3	4	2	9	8
	H28	1	1	2	2	2	3	6	5	5
特別支援 学級	H23	5	5	9	10	7	14	5	7	8
	H28	11	14	13	15	7	17	8	10	7

資料：庁内資料

(8) 施設・サービス等の利用状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施設・サービス等の利用状況をみると、平成 23 年度に比べ、特に日中活動・就労系サービスにおいて利用者が増加しています。

施設・サービス等の利用状況

単位：人

	訪問系サービス		日中活動・ 就労系サービス		短期入所	
	平成 23年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 28年度
身体障害者	25	26	32	58	6	6
知的障害者	9	16	77	178	5	5
精神障害者	10	18	29	81	0	0
障害児	5	4	18	112	1	1

資料：庁内資料

(9) 障害支援区分の認定の状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 28 年度における障害支援区分の認定の状況をみると、区分 6 が最も多く、次いで区分 3、区分 2、区分 5、区分 4 となっています。全国と比較すると、区分 1 が高くなっていますが、大きな差はありません。

障害支援区分の認定の状況

単位：人

	平成 28 年度	参考 全国（平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月）
区分 1	17 (5.6%)	2.4%
区分 2	51 (16.7%)	18.0%
区分 3	60 (19.7%)	20.7%
区分 4	48 (15.7%)	18.3%
区分 5	49 (16.1%)	15.0%
区分 6	80 (26.2%)	25.5%

低
↑
必要とされる支援の度合い
↓
高

資料：庁内資料

1 基本理念

みんなが自立し、その人らしく
生き生きと、ともに暮らせるまち

本計画の上位計画である愛西市総合計画では、将来像を「人々が和み、心豊かに暮らすまち」としています。

愛西市障害者計画（第1期）においては、地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち」を共有するとともに、「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」を障害者分野の基本理念として、計画を推進してきました。

本計画においても、この理念を踏襲し、継続して障害者施策の推進を図ります。

2 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向け、7つの基本目標を掲げます。

(1) 支え合いによる地域づくり ●●●●●●●●●●

地域で共に暮らす障害のある人となない人との相互理解ため、障害への正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障害のある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(2) 地域生活を支える体制づくり ●●●●●●●●●●

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。また、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(3) 保健・医療サービスの充実 ●●●●●●●●●●

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(4) 子どもの保育、教育環境の充実 ●●●●●●●●●●

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

(5) 就労支援の充実 ●●●●●●●●●●

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

(6) 安心・安全な環境づくり ●●●●●●●●●●

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

(7) 社会参加できる環境づくり ●●●●●●●●●●

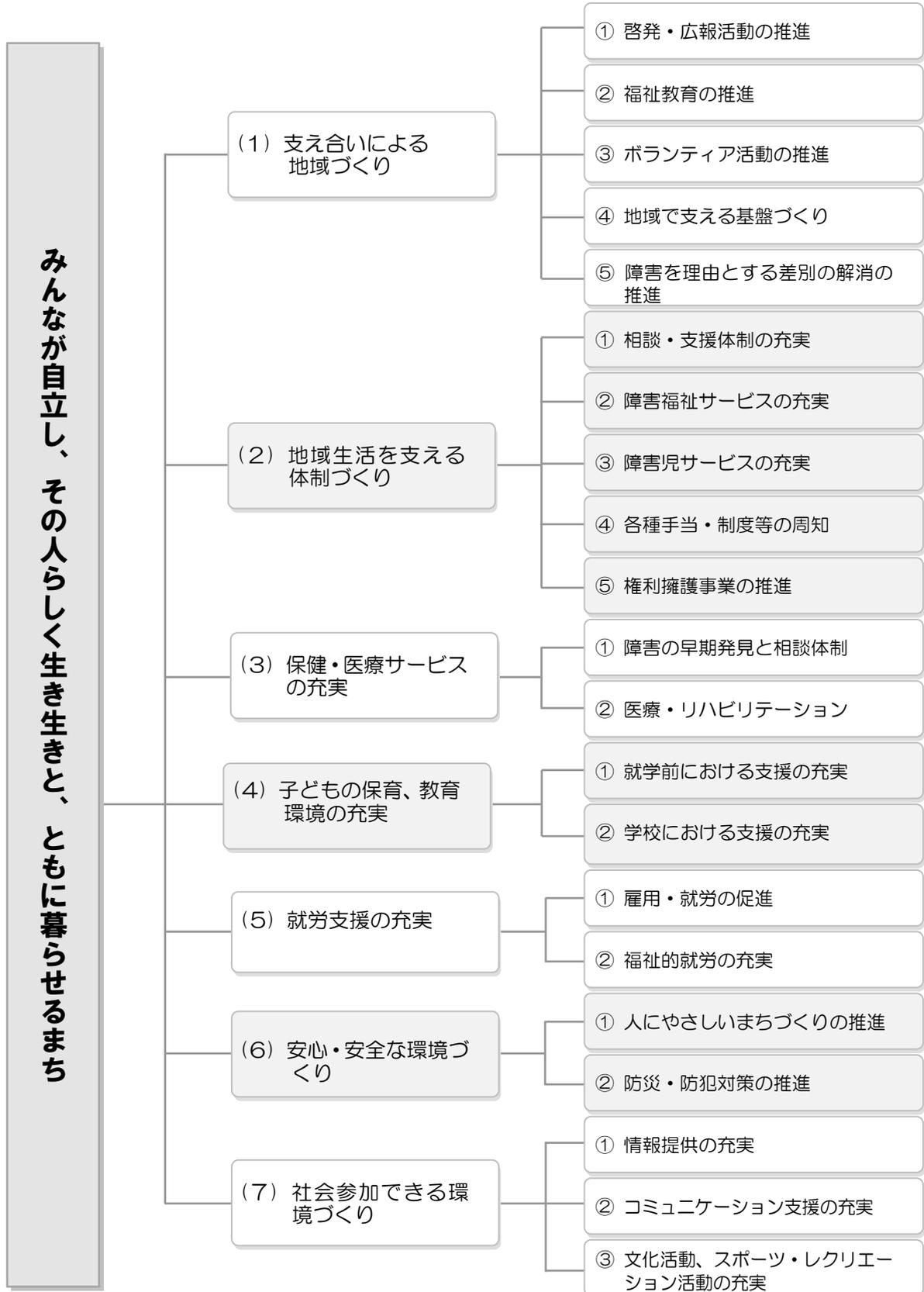
障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【方向性】



1 支え合いによる地域づくり

(1) 啓発・広報活動の推進 ●●●●●●●●●●

【 現状と課題 】

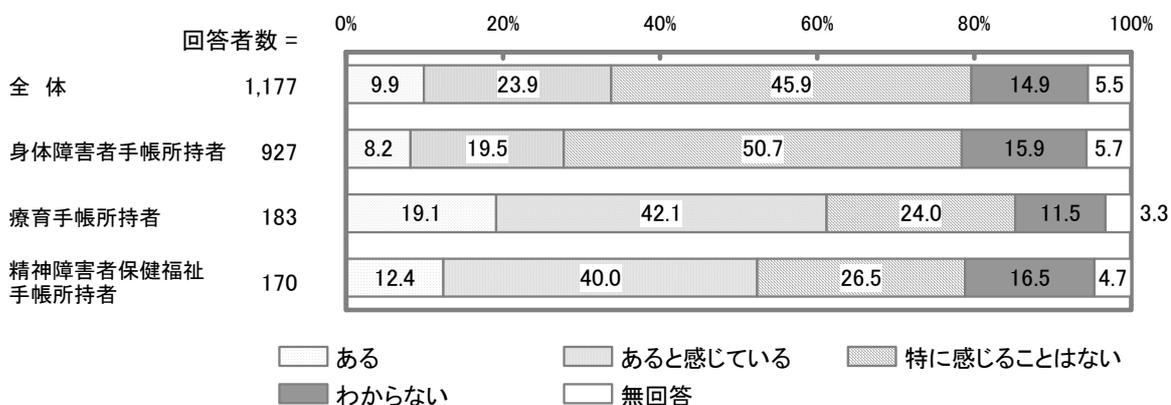
障害者基本法では、身体、知的、精神の3障害に加え、難病、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、多様な障害に対する理解を広めていくことが求められています。

アンケート調査結果では、地域や職場など日常生活で偏見があると感じる割合が知的障害者で約6割、精神障害者で約5割となっており、障害者に対する理解は進んでいない現状があります。

また、障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の禁止が定められています。公的機関や民間事業所においては、差別的取扱いの禁止が義務化され、さらに公的機関においては、合理的配慮も義務とされ、より一層の障害者への理解促進を図ることが必要です。

そのため、社会を構成するすべての人々が、障害者に対する理解を深め、障害のある人となない人との交流を促進することで「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要です。

障害のある人への差別や偏見の有無



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

全ての市民の対し、より一層、障害に対する理解を深めるための行事や広報等を活用した広報啓発を推進します。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
障害者計画・障害福祉計画に関する広報活動	すべての市民の福祉向上につながる様、広報やインターネットにより情報提供を行います。また、計画の内容だけでなく、進捗状況等についての広報にも努めます。	社会福祉課
「障害者週間」等の啓発活動	「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)等を契機に、障害のある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動を展開します。 障害者差別解消法にうたわれている合理的配慮を啓発し、理解促進を図ります。	社会福祉課
公的機関における障害者への配慮	行政機関などにおいて、障害を理由に差別的な取扱いを行わないことについては、引き続き実践していきます。	社会福祉課
民間事業者への周知啓発	民間事業者に対する障害者差別解消法の周知啓発を図るとともに、障害特性や配慮の有り方に関する理解促進についても、取り組んでいきます	社会福祉課

(2) 福祉教育の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

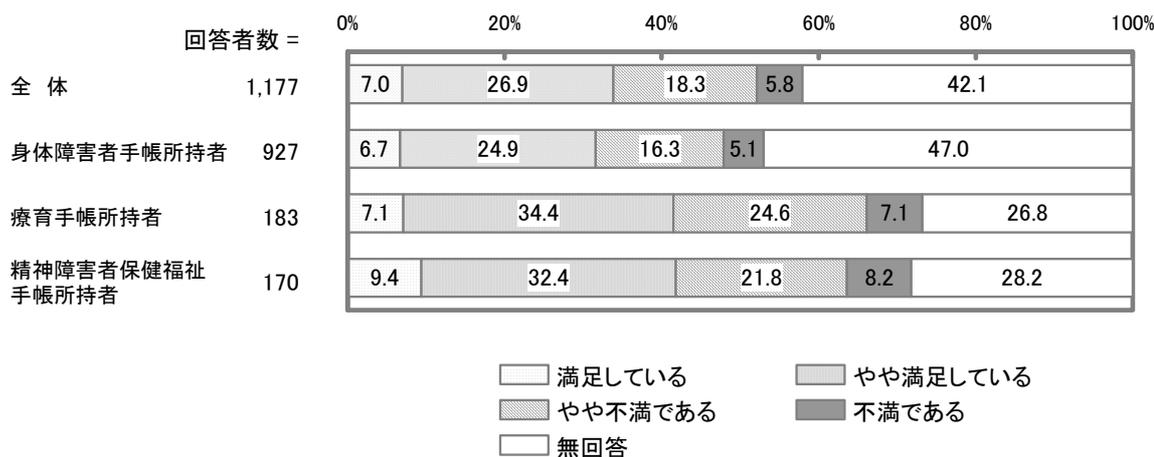
【 現状と課題 】

障害のある人に対する理解を子どものころから学ぶことは、障害者とともに暮らす社会を実現するためには重要です。

アンケート調査結果では、学校・地域における福祉教育について満足している割合は3割程度となっており、不満を感じている割合は、精神障害者では2割ほど、知的障害者では約4割を占め最も高くなっています。

今後も、学校教育を含めライフステージの各段階で障害のある人への理解を深める教育機会の充実が必要です。

学校・地域における福祉教育の満足度



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

小さなころからの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、障害のある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
生涯学習における人権学習の実施	人権に関する学習機会の充実に努め、より多くの市民の参加を促進するとともに、市民ニーズの的確な把握と関係機関との連携により、内容の充実を図ります。	社会福祉課 生涯学習課
学校における福祉教育	子どもころから福祉についての理解を深め、障害のある人に対する正しい知識を持てるよう、「総合的な学習の時間」等を活用しながら福祉教育を推進します。また、人権週間に小中学校において人権尊重の精神を培う授業等を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会
手話等の福祉関連講座	社会福祉協議会との連携を図り、身近な地域で市民が参加できる手話教室等の福祉関連講座を開催します。	社会福祉課

(3) ボランティア活動の推進 ●●●●●●●●●●

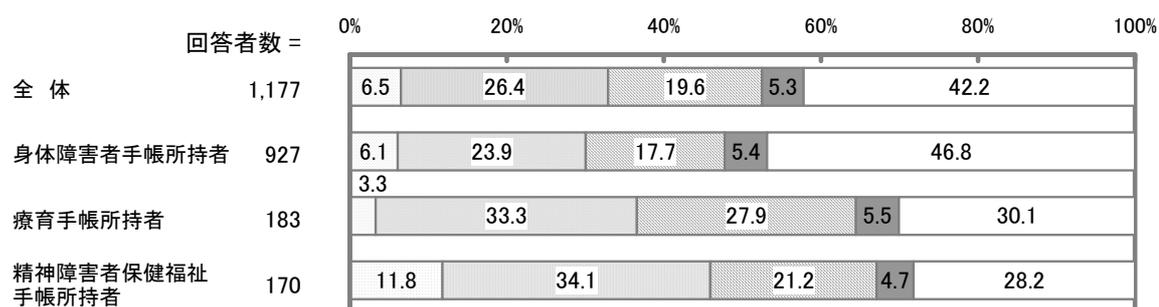
【 現状と課題 】

障害者の支援ニーズは高く、日常生活を支え、ふれあいのある豊かな暮らしを生み出すために、ボランティア活動は欠かせないものです。

アンケート調査結果から、ボランティア活動の推進について満足している割合は3割程度となっており、福祉ボランティアの育成においては、ボランティア講座の終了後に実際の活動へつなげていくことが課題にあがっています。

今後も、一般市民のボランティア活動への理解を深め、参加を啓発するとともに、ボランティアに参加しやすい環境整備が必要です。また、ボランティア養成講座修了者をボランティア活動の実践の場につなげていくことが重要です。

ボランティア活動の推進の満足度



満足している やや満足している
 やや不満である 不満である
 無回答

資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
福祉ボランティアの育成	地域福祉活動の展開に向けたボランティア支援・育成をします。魅力あるボランティア講座・研修の企画・実施やボランティア体験を推進するとともに、ボランティア登録の充実を図ります。	社会福祉協議会
ボランティア活動の支援	ボランティア活動の支援として、ボランティア団体・個人間の交流・ネットワーク化の促進に努めます。	社会福祉協議会
福祉関連団体のネットワーク	市内で活動する障害者福祉団体に対して必要な支援を行うとともに、ボランティア連絡協議会、NPO連絡協議会等、各団体相互のネットワーク化を支援します。	社会福祉協議会

(4) 地域で支える基盤づくり ●●●●●●●●●●

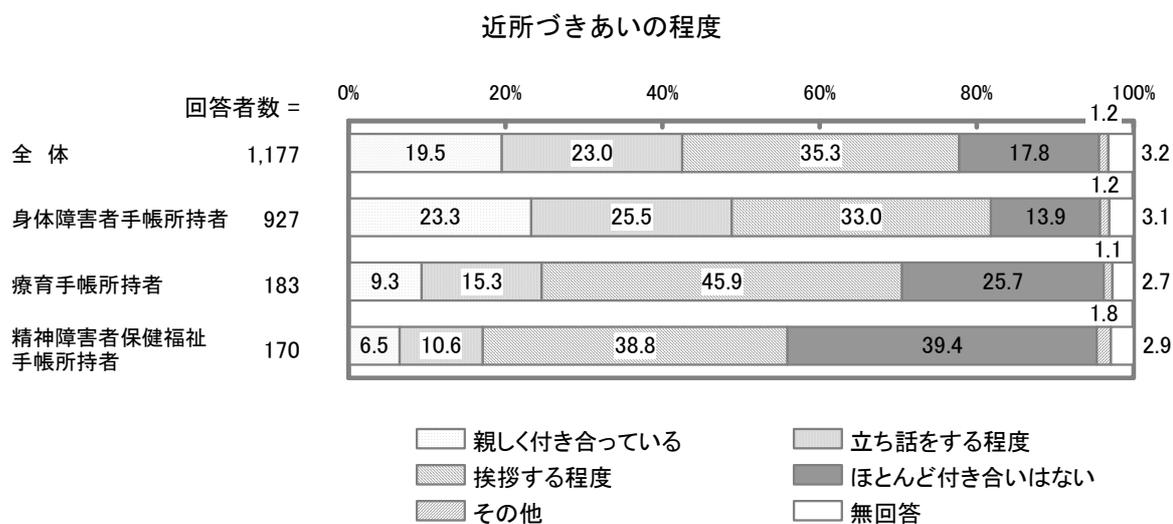
【 現状と課題 】

障害のある人とない人がともに生きる社会を実現するためには、日常生活において交流する機会を増やしていくことが重要です。

愛西市では、平成 24 年 3 月に「愛西市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち」を基本理念に、障害者など誰もが住み慣れた地域において、安全で安心して暮らし続けられるまちをめざしています。

アンケート調査結果から、精神障害者は、近所とほとんど付き合いはない人が約 4 割と他の障害者と比べ高くなっています。

そのためにも、地域住民とのふれあいイベント、ボランティア活動を通じてふれあう場の充実を図るとともに、日常生活において交流する機会を創出していくことが重要です。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

地域でに見守り、支え合い活動を推進するとともに、障害者団体や地域活動団体、民間事業者等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場を確保します。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
地域の見守り・支え合い活動の活発化	見守り・支え合いが必要な障害のある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等によるネットワークの形成を図ります。	高齢福祉課
市民、事業者、ボランティア・NPO等の連携推進	地域福祉の視点に基づき、市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障害者福祉を推進します。	社会福祉協議会
地域資源の活用	市内には、障害者福祉施設だけでなく、各種福祉施設、教育関係施設等、様々な公共的な施設があることから、関係機関の連携を図り、障害者福祉の資源として活用していきます。また、施設だけでなく、専門的な資格や知識・経験を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。	社会福祉協議会
障害者とのふれあいの機会の充実	障害者関連イベント等への参加を促進し、レクリエーション事業等を推進します。	社会福祉協議会

2 地域生活を支える体制づくり

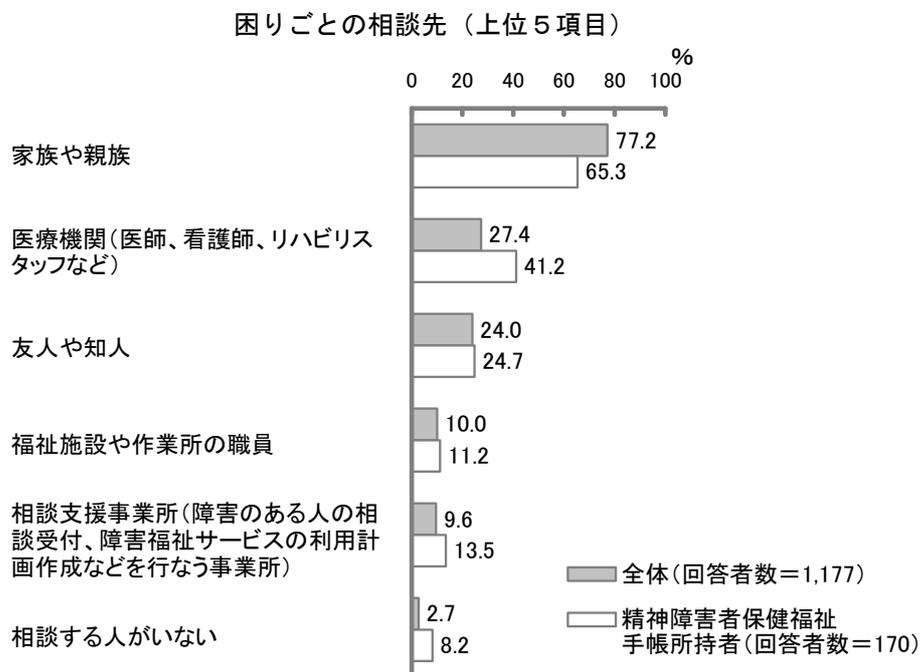
(1) 相談・支援体制の充実 ●●●●●●●●●●

【 現状と課題 】

障害者の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められることもあり、相談件数も増加傾向にあります。

アンケート調査結果から、困り事の相談相手として、「家族や親族」の割合が 8 割近くと最も高く、次いで「医療機関」や「友人や知人」となっています。また、特に精神障害のある人は他の障害に比べ、「医療機関」の割合が高く、「相談する人がいない」も約 1 割と高いことから、相談しやすい体制づくりが望まれています。

また、障害の種類や個人の生活状況はさまざまであり、一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。各事業所、関係機関および各担当窓口と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していく必要があります。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

障害者や家族が必要とする支援を受けられることができるように、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
相談体制の充実	療育や就学、就職、財産管理等、障害のある人が抱える様々な問題について相談できるとともに、障害の特性にも対応できるよう、きめ細かな相談体制づくりに努めます。	社会福祉課
関係機関との連携強化	障害者の状況に応じて、関係機関との連携を強化します。	社会福祉課

(2) 障害福祉サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

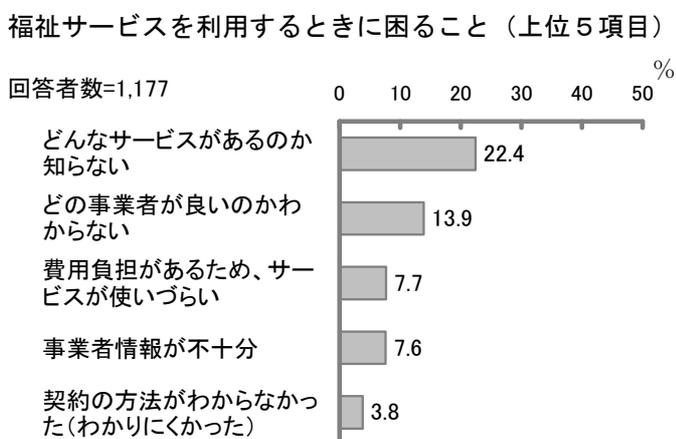
【 現状と課題 】

平成 18 年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成 25 年には障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に発達障害者や難病患者が加わる等の改正がされました。

さらに、平成 30 年度から自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新たな障害福祉サービスとして追加されます。

アンケート調査結果から、障害福祉サービスの利用にあたり、「どんなサービスがあるのか知らない」「どの事業者が良いのかわからない」などの意見が多く、サービス利用にあたっての情報提供や相談支援等の充実が求められます。

今後は、日々の在宅生活を快適に、かつ自立して送れるよう、障害者へのサービスの提供とあわせて、介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実、グループホーム等の居住支援サービスの充実が必要です。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
ピアカウンセリングの実施	研修情報の提供や参加の働きかけを通じ、ピアカウンセリングを促進します。	社会福祉課
自立支援給付	サービス内容の充実と供給量の確保に努めます。	社会福祉課

基本施策	施策の内容	担当課
地域生活支援事業	サービス内容の充実と供給量の確保に努めます。	社会福祉課
家族への支援	社会福祉施設等と連携を図り、障害者の家族に対する支援を行います。また、精神障害者の家族を対象に、正しい知識や対処方法等の情報伝達に努めます。	社会福祉課
難病に対する支援	難病患者等の療養生活を支援するため、情報提供を図ると共に、関係機関の連携を図ります。	社会福祉課 健康推進課
ガイドヘルパー派遣	ガイドヘルパー派遣の充実を図ります。	社会福祉課
福祉タクシー利用助成制度	タクシー初乗り運賃基本料金及び、迎車回送料金を助成しています。	社会福祉課
交通割引制度の周知	身体障害児者、知的障害児者の交通割引制度を周知します。	社会福祉課
移送サービス事業	移送サービスの実施方法等を含め、事業の充実に努めます。	高齢福祉課
施設利用の支援	各自の障害や生活状況に応じた施設活用を支援するとともに、ニーズに応じた提供基盤について、広域での確保に努めます。	社会福祉課
居住支援	障害のある人の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホーム、福祉ホーム等の居住支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課

(3) 障害児サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【 現状と課題 】

障害児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化する等、成長・発達に合せた、一人ひとりの障害児に対応できる支援体制を確保するとともに、状況に応じたきめ細かな支援を進めていく必要があります。

【 取組内容 】

障害の特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障害に対する理解を深めるための取組と相談体制の充実を図ります。

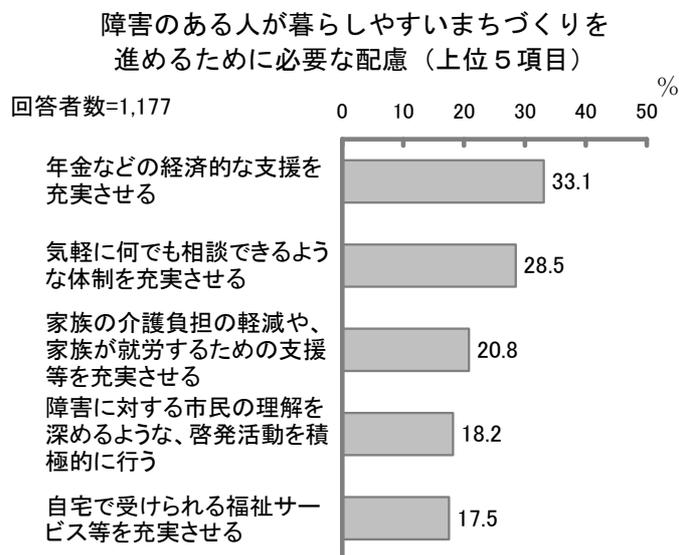
○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
障害福祉サービスの充実	障害福祉計画において、障害者やその家族への支援を充実するため、必要に応じたサービス量と質の確保に努めます。	社会福祉課

(4) 各種手当・制度等の周知 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【 現状と課題 】

身近な地域で、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な配慮として、「年金などの経済的な支援を充実させる」の割合が最も高くなっており、障害者の経済的安定を図るため、今後も国・県などに対して各種手当等の充実を働きかけていく必要があります。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

国・県・市、民間事業者等で、各種の経済的支援を行い、障害者やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が必要なサービスを利用できるように、各種制度の周知を図ります。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
○各種福祉手当の支給	在宅で生活される障害児・者の生活安定を図るため、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当、在宅障害者扶助料等を支給します。	社会福祉課 児童福祉課
○生活福祉資金貸付	低所得世帯や障害者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、社会福祉協議会が行います。	社会福祉協議会
○各種減免制度の周知	所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、鉄道・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。	社会福祉課

(5) 権利擁護事業の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

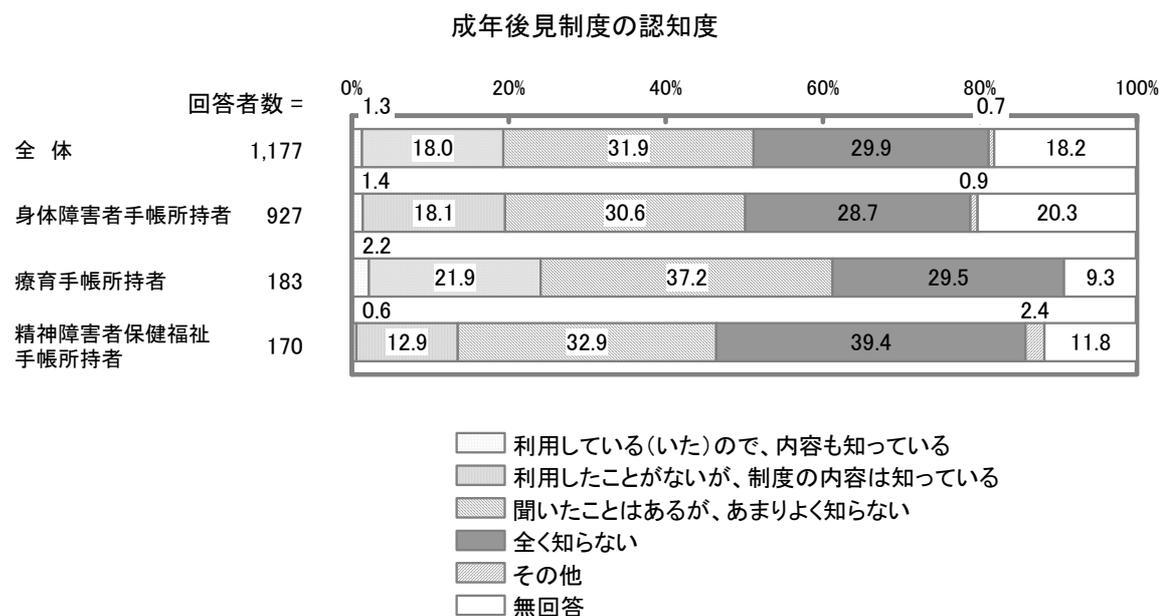
【 現状と課題 】

障害者の権利擁護については、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正では、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障害者の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務が定められました。

さらに、平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が公布、平成 28 年 4 月に施行され、障害者の権利擁護のための法整備が進んできています。

市でも、障害者の権利と財産を守るため、成年後見制度利用支援事業等に取り組んでいます。また、社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施していますが、市民への周知が十分でない状況です。

今後、権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、関係機関と連携を強化し、取り組みの充実を図っていくことが必要です。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を保護支援するために、権利擁護・成年後見制度の推進に努めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
日常生活自立支援事業	知的障害者等、判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）を推進します。	社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	施設入所や在宅サービスの利用等において、契約締結等の法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等の開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成します。	社会福祉課

3 保健・医療サービスの充実

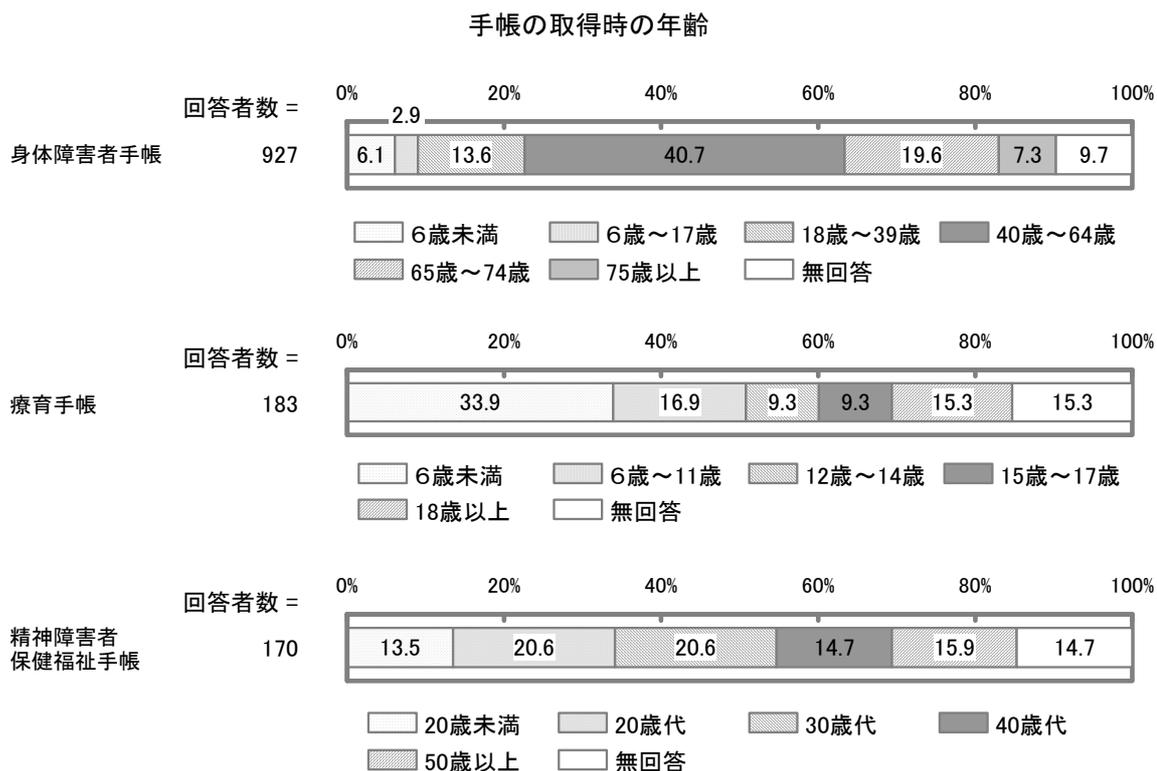
(1) 障害の早期発見と相談体制 ●●●●●●●●●●

【 現状と課題 】

幼児期の障害の適切な治療や療育のためには、早期発見が重要となります。

アンケート調査結果から、知的障害者では手帳の取得時は6歳未満が3割以上と最も高くなっています。

そのため、保健センターでの各種健診などによる早期把握や、保護者の不安軽減や解消のために相談体制の充実が必要です。さらに、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健やかな成長を支援します。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
早期発見体制の充実	子どもの発達の節目で健診を行い、子どもの身体、運動、精神発達を確認することで、障害の早期発見、治療、療育につなげていきます。また、個別指導の充実を図り、よりきめ細かな対応に努めます。	健康推進課
相談事業の充実	保護者の不安等に応えるため、相談事業の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 医療・リハビリテーション ●●●●●●●●●●

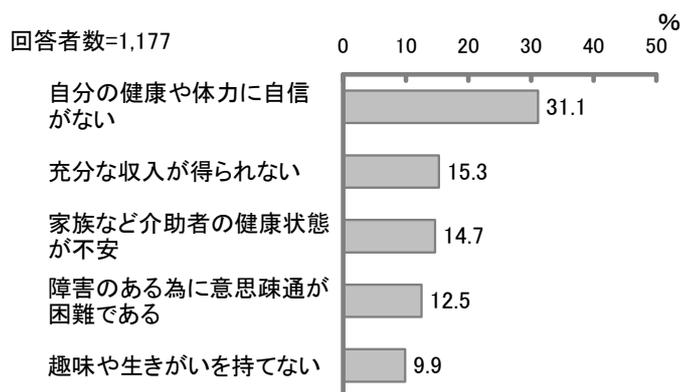
【 現状と課題 】

障害を軽減し、障害者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要です。

アンケート調査結果から、障害者のふだんの暮らしで困っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高くなっています。また、医療について困っていることは「障害のために症状が正確に伝えられない」「どの病院で診てもらうのがいいのか、わからない」等の意見があります。

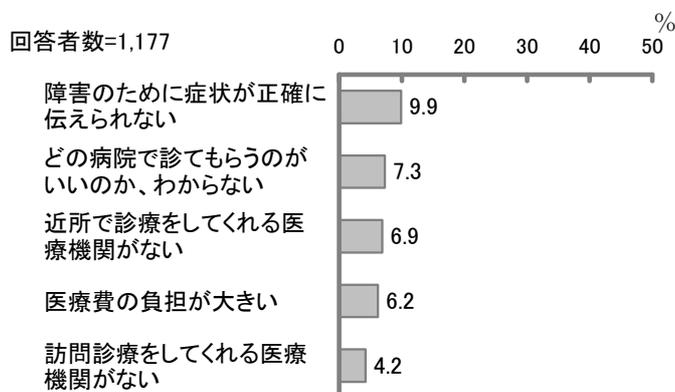
そのため、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していくために、在宅でも医療やリハビリテーションが切れ目なく受けられるよう、医療機関等との連携強化が必要です。

ふだんの暮らしで困っていること（上位5項目）



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

医療について困っていること（上位5項目）



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

医師会、歯科医師会など関係機関と連携を図り、医療やリハビリテーションの充実に努めるとともに、医療機関の情報提供など、障害者が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
障害者医療	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者等で要件に該当する方の医療費を公費負担します。	社会福祉課
医療との連携	心身の発達に障害をおよぼす疾患を専門的に診断し、治療及び療育の支援ができる医療機関との連携を図ります。また、その情報提供を行います。	社会福祉課 健康推進課
精神障害者等に対する教室	精神障害者を対象とした教室等、市の支援体制の在り方について検討していきます。	社会福祉課 (健康推進課)

4 子どもの保育、教育環境の充実

(1) 就学前における支援の充実 ●●●●●●●●●●

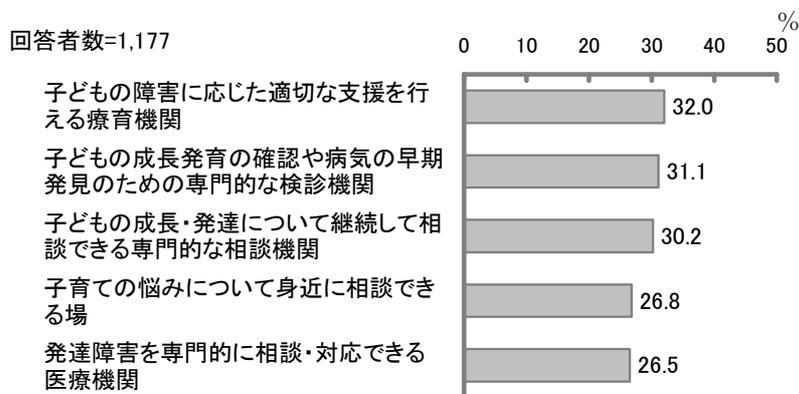
【 現状と課題 】

障害のある子どもの発達レベルや障害の状況は、多種多様です。乳幼児期における心身の発育・発達に重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた療育支援・保育の充実が必要です。

アンケート調査結果から、子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源として「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」の割合が最も高く、次いで「子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」となっています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな療育、保育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源（上位5項目）



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

障害のある子どもが、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制をつくとともに、障害のある子どもやその保護者等が必要とする情報提供や、相談体制を整備し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
療育相談・情報提供	発達に課題のある乳幼児や障害のある子を持つ保護者の養育に対する不安解消のため、情報提供、相談等の充実を図ります。	健康推進課 児童福祉課 社会福祉課
児童発達支援事業や保育園での障害児保育の充実	障害のある子どもを持つ親と、子どもの発達を支援していくために、児童発達支援事業や保育園での障害児保育の充実を図ります。	児童福祉課
交流の場の充実	障害のある子どもを持つ保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、「障害児親の会」や「おもちゃ図書館」等を通じて、交流を支援します。	社会福祉課 (健康推進課)

(2) 学校における支援の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

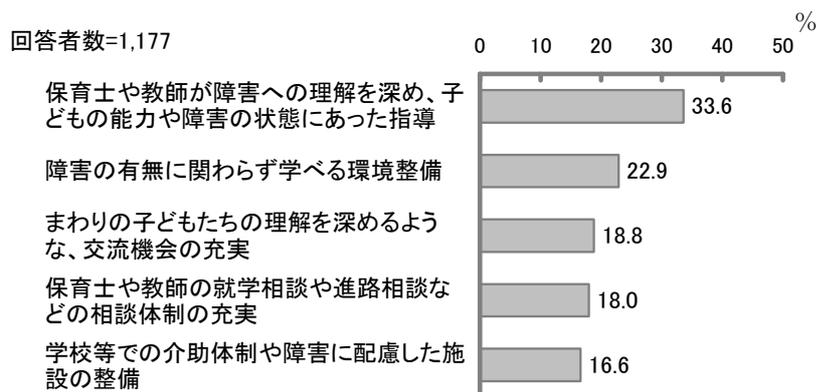
【 現状と課題 】

学校教育においては、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが学校でともに学び、互いに支え合う教育環境づくりを進めることが大切です。

アンケート調査結果では、学校等で必要なこととして「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導」の割合が3割以上で最も高く、次いで「障害の有無に関わらず学べる環境整備」「まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流機会の充実」となっています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

学校等で必要なこと（上位5項目）



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

また、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した生活を送ることを目指して、教育内容の充実に努めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
交流及び協働学習の推進	特別支援学級と通常学級との交流、小・中学校と特別支援学校との交流を行い、相互理解を深める教育を推進します。	学校教育課
就学相談・指導の充実	一人ひとりの障害の実態や教育的ニーズに応じた就学を図るため、指導・助言や必要な調査、関係機関との連絡提携等、相談体制を充実します。	学校教育課 健康推進課 児童福祉課
支援員の配置	障害のある児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるために学習面、生活面において支援を行います。	学校教育課
一人ひとりの障害に応じた支援	特別な配慮を必要とする子どもに対して、一人ひとりの障害に応じて、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。	学校教育課

5 就労支援の充実

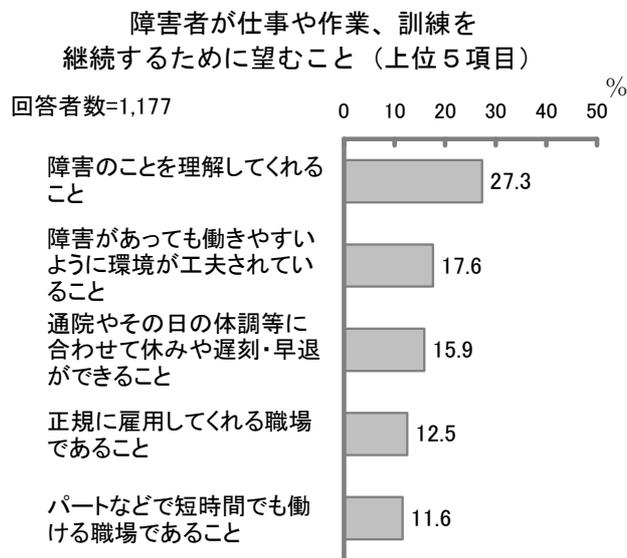
(1) 雇用・就労の促進 ●●●●●●●●●●

【 現状と課題 】

障害者が就労することは、経済的自立や生きがいつくり、一人ひとりがもつ能力を發揮し、地域に貢献することにつながります。

アンケート調査結果から、就労している人は身体障害者で2割、知的障害者で5割、精神障害者で3割となっています。また、障害者が仕事や作業、訓練を継続するために望むこととして「障害のことを理解してくれること」、「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」の割合が高くなっています。

今後も、障害者の雇用促進の充実に向け、障害や障害者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

就労移行を支援するサービス提供事業者の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。また、一般就労に移行した障害者に対して、就労定着への支援に努めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
障害者地域生活支援センター	障害者と企業に対し、雇用につながる指導・訓練を行います。また、特別支援学校との連携を図りながら、必要に応じて卒業後の継続的な支援を行います。	社会福祉課

(2) 福祉的就労の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【 現状と課題 】

一般就労が難しい人に対して、作業所などの充実に努めてきましたが、より福祉的就労の場の確保が求められます。

今後も、事業所の理解を促進する働きかけを充実するとともに、常勤の職員として働くことが困難な方のためにも、福祉的就労への支援は必要です。

【 取組内容 】

広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ、今後も需要を把握しつつ、整備の促進に向けた取り組みを進めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
一般就労が困難な人への支援	一般就労が困難な障害者に対しては、日中における活動の場の確保に努めます。	社会福祉課
福祉的就労場所の確保	就労継続支援事業所の充実に努めます。 就労支援施設に対して新たな生産活動や請負作業などの支援に努めます。	社会福祉課
福祉的就労の支援	障害者優先調達推進法に基づき、物品等を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。 各施設における自主製品のPRや市または地域の行事への積極的な参加を促進し、福祉的就労の活性化を図ります。	社会福祉課

6 安心・安全な環境づくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進 ●●●●●●●●●●

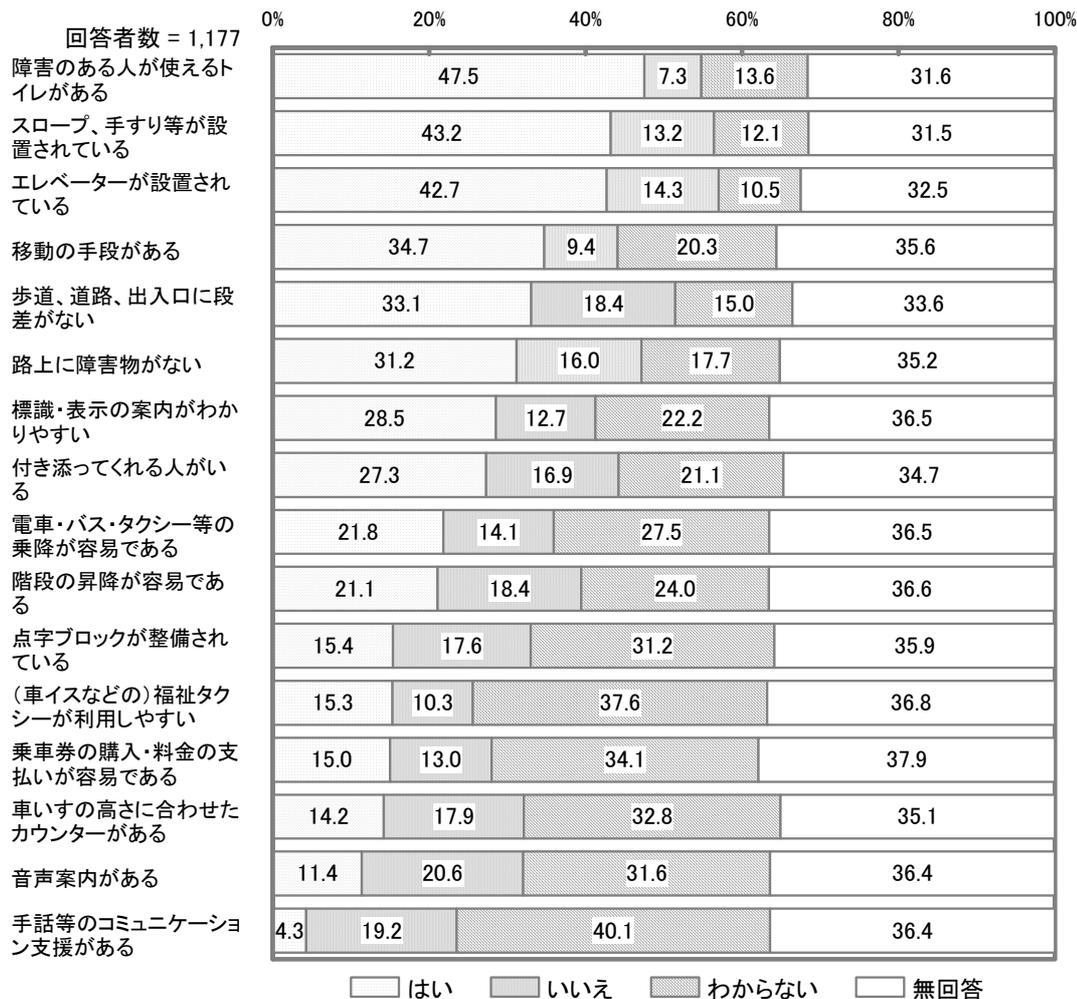
【 現状と課題 】

本市では、既存の公共施設において障害のある人の利用を考慮した改修等を実施しています。

アンケート調査結果から、市内の機関、施設等の障害のある人が使えるトイレ、スロープ、手すり、エレベーター等の設置については、障害のある人への配慮等が進んでいる状況がうかがえます。

今後も、その他の既存施設のバリアフリー化や生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

市内の機関、施設等の障害のある人への配慮等



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

公的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリア（障壁）を除去し、バリアフリー化を促進します。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設・学校や公園等のバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	財政課 学校教育課 都市計画課
民間施設に対するバリアフリー化の要請	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、スロープや手すりの設置等、障害者等が利用できるように配慮した整備を促進します。	都市計画課
道路・交通環境の整備	日常の移動手段となる自動車利用に対する支援として、運転免許取得費の助成や改造費の助成、自動車税等の減免措置を行うとともに、公共交通機関の充実を図るため、巡回バスの運行充実を図ります。また、障害の有無にかかわらずすべての市民の安全を確保するため、道路等の交通環境の整備に努めます。	社会福祉課
住宅改造への助成	住宅改造への助成を推進します。	社会福祉課
身体障害者補助犬の普及	公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	社会福祉協議会

(2) 防災・防犯対策の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

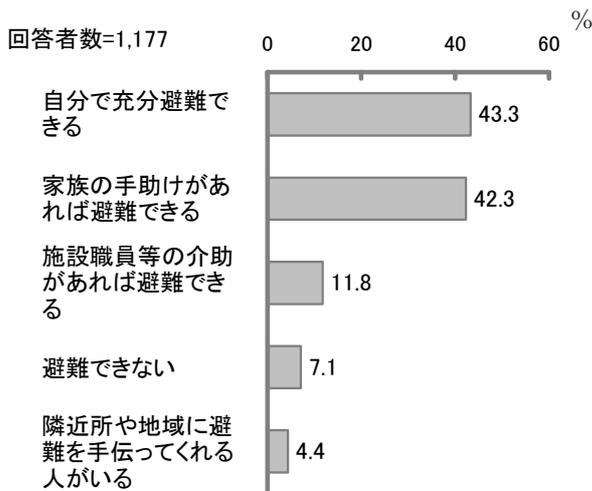
【 現状と課題 】

地域で安心安全に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害者自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害者の安心安全を守っていくことが重要です。

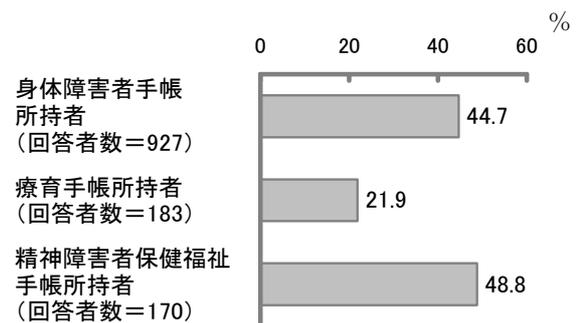
アンケート調査結果から、災害時において避難が一人でできる割合は、身体障害者、精神障害者で4割となっていますが、知的障害者では2割となっています。また、今後の災害に備えた準備を全くしていない人もいます。そのため、障害の程度や状態に合わせた防災対策が求められています。

また、犯罪に対して弱者となりやすい障害のある人が安心して暮らせるよう、地域での日常的なつながりを大切にしながら支援していく仕組みをつくる必要があります。

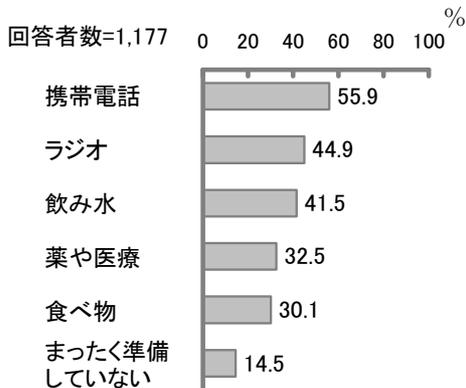
災害が発生した時の避難（上位5項目）



「自分で充分避難できる」人の割合



今後の災害に備えた準備（上位5項目）



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、地域での見守り等防犯活動を支援します。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
地域防災計画の推進	「愛西市地域防災計画」に基づき、障害のある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制及び、避難所における生活支援等の対策を図ります。	防災安全課
地域の避難支援体制の充実	自主防災組織等と連携を図りながら避難支援体制の充実に努めます。	防災安全課 社会福祉課
防犯対策の充実	チラシの配布、地域での声かけ運動の推進、緊急連絡網の整備等により、自主防犯活動を支援します。	防災安全課 学校教育課

7 社会参加できる環境づくり

(1) 情報提供の充実 ●●●●●●●●●●

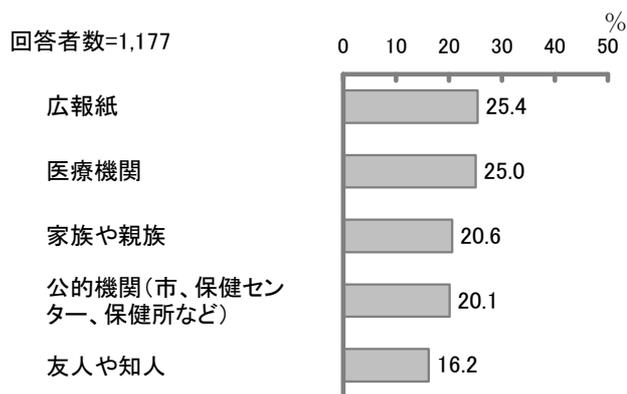
【 現状と課題 】

近年、障害のある人を取り巻く状況やめまぐるしく変化する社会のなか、障害の種類や障害のある人のニーズの多様化にともなった、わかりやすい、多様な情報発信が求められています。

アンケート調査結果から、福祉サービスに関する情報入手先は、「広報紙」や「医療機関」「家族や親族」の割合が高くなっています。

今後も、視覚・聴覚障害のみならず、さまざまな特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、わかりやすくて確かな情報提供に努めていく必要があります。

福祉サービスに関する情報入手先（上位5項目）



資料：障害者福祉アンケート調査（平成 28 年度）

【 取組内容 】

障害者が、様々な情報を得ることができ、また、必要な情報を自分本位に選択できるために、障害による情報の格差を生む様々なバリア（社会的障壁）を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供を図ります。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
多様な媒体による情報提供の充実	市のホームページ等を活用し、必要な情報提供を行います。	社会福祉課
情報機器等の普及促進	情報収集やコミュニケーション確保に制約がある視覚障害者や聴覚障害者等に必要な情報が伝わるよう、情報機器の普及促進のために日常生活用具の給付を行います。	社会福祉課

(2) コミュニケーション支援の充実 ●●●●●●●●●●

【 現状と課題 】

市では、社会福祉協議会と連携して手話教室等の福祉関連講座を開催し、コミュニケーション支援を実施しています。

近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています。

【 取組内容 】

視覚・聴覚に障害をもつ人とのコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成を図ります。また、ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援・情報入手手段の普及に努めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
意思疎通支援事業の充実	手話奉仕員や要約筆記等の養成講座等の充実を図り、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
IT機器等による情報収集技術の普及	ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援・情報入手手段の普及に努めます。	社会福祉課

(3) 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実 ●●●●●●

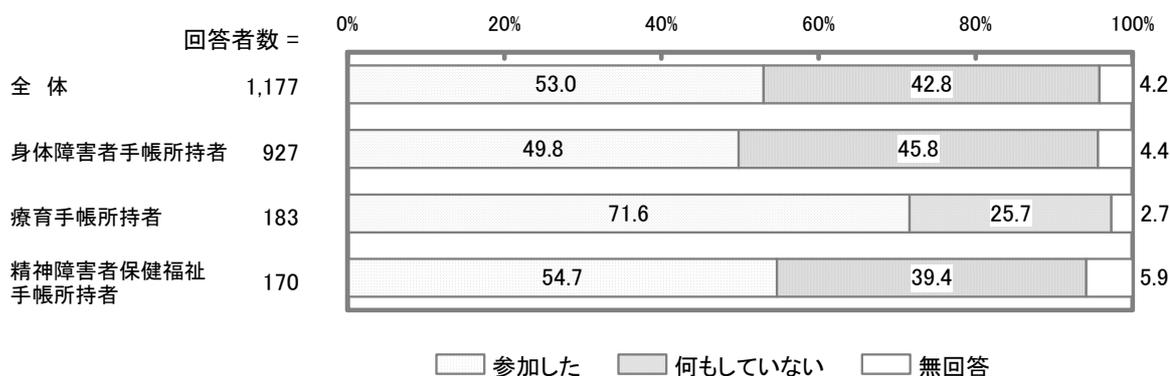
【 現状と課題 】

スポーツや文化活動は、障害のある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが重要です。

アンケート調査では、この1年間で地域活動や趣味、学習、スポーツなどの活動に参加していない障害者が4割以上と最も多くなっています。

そのため、多様な交流機会づくりに努め、障害者の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。また、レクリエーションなどの情報提供、活動を支援するとともに、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化等参加しやすい環境づくりが必要です。

この1年間における地域活動や趣味、学習、スポーツなどの活動に参加状況



資料：障害者福祉アンケート調査（平成28年度）

【 取組内容 】

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図るとともに、障害のある人が気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進するなど、すべての市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実に努めます。

○ 具体的な取り組み

基本施策	施策の内容	担当課
生涯学習環境の充実	障害者が生涯にわたり学習活動に参加できるよう生涯学習講座の受講環境の整備に努めます。	生涯学習課
創作活動の発表機会の拡充	障害者等の制作作品の発表機会の拡充に努めます。	生涯学習課
スポーツ環境の充実	スポーツ活動の振興を図るため、県と連携を図りながらスポーツ施設の充実に努めるとともに、障害者関係団体やボランティア等との連携を強化し、身体障害者、知的障害者スポーツ大会への参加を支援します。	スポーツ課

1 計画の推進

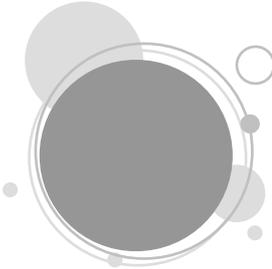
施策の推進にあたっては、行政はもちろん、障害者団体等、事業者等、企業等、地域、市民との協働・連携が必要であり、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障害者を包み込み、社会全体の取り組みとして進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画については、目標数値やサービス提供事業者が、新体系への移行が計画的に進んでいるかなどの進捗状況を点検・評価し、その結果に基づく対策を適時、実施していく必要があります。

3 関連機関の連携

地域社会を構成する市民、障害者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組めます。



参考資料

1 愛西市障害者計画策定委員会設置要綱

平成 28 年 4 月 1 日施行

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する障害者計画を策定するため、愛西市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、愛西市障害者計画(以下「障害者計画」という。)に係る次の事項を審議する。

- (1) 障害者計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 保健・医療関係者
 - (2) 障害福祉関係者
 - (3) 教育・雇用関係者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、障害者計画の策定までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(初回の委員会招集)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

2 愛西市障害者計画策定委員会名簿

氏 名	所属等
鈴木 匡 史	鈴木整形外科 院長
鈴木 英 徳	八開歯科医院 院長
横 井 三千雄	愛西市民生児童委員協議会会長
飯 田 春 夫	愛西市身体障害者福祉会会長
鉦 方 君 春	愛西市心身障害者保護者会会長
柴 田 義 継	愛西市社会福祉協議会会長
中 野 良一郎	愛西市教育委員会委員長
祖父江 元 宏	愛知県立佐織特別支援学校校長
山 田 昭 彦	愛西市立市江小学校校長
武 藤 毅	愛西市商工会 会長
鷺 見 まち子	れいんぼうワークス（管理者）
辻 真 弓	津島保健所健康支援課長
武 山 正	津島公共職業安定所所長

3 計画の策定経過

日 時	策定経過
平成 28 年 8 月 2 日 ～8 月 31 日	<p>障害者福祉アンケート調査の実施</p> <p>対 象：愛西市在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出</p> <p>配布数：2,100 件</p> <p>回収数：1,177 件（56.0%）</p>
平成 28 年 9 月	<p>障害者関係団体ヒアリング調査の実施</p> <p>5 団体</p>
平成 28 年 10 月 18 日	<p>第 1 回愛西市障害者計画（第 2 期）策定に係るワーキングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市障害者計画（第 1 期）の評価と今後の方向性について
平成 28 年 12 月 9 日	<p>愛西市障害者（第 2 期）策定委員会委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市障害者基本計画等の策定について
平成 29 年 1 月 5 日 ～1 月 31 日	<p>パブリックコメント（意見募集）の実施</p>
平成 29 年 2 月 22 日	<p>第 2 回愛西市障害者計画（第 2 期）策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市障害者計画（第 2 期）の素案について ・パブリックコメントについて

愛西市障害者計画（第2期）

平成29年3月

愛西市役所 健康福祉部 社会福祉課

電話：0567-55-7115

FAX：0567-26-5515

E-Mail：syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp